

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

外国人の入国制限見直しに伴う畜産農家への注意喚起について

皆様方におかれましては、平素から、動物検疫の実施に当たり格別の御配慮をいただきとともに、家畜衛生行政の推進に御尽力いただきまして、感謝申し上げます。

昨年来、新型コロナウイルス（COVID-19）の人への感染が世界的に継続しており、我が国を含め各国・地域で海外渡航の自粛等、感染拡大を防止する措置がとられ、人の移動が減少していた状況でしたが、今般、外国人技能実習生を含む外国人の入国制限が緩和されることとなりました。

豚の重大な伝染病であるアフリカ豚熱については、平成 30 年 8 月にアジアで初めて中国で発生が確認されて以降、ベトナム、インドネシア、フィリピン、韓国等のアジア諸国においてその感染が拡大する状況が続いております。

我が国へのアフリカ豚熱等の海外悪性伝染病の侵入を防止するためには、違法に持ち込まれる肉製品を摘発することが極めて重要であり、農林水産省動物検疫所では、検疫探知犬を活用した検査を強化するとともに、平成 31 年 4 月 22 日からは海外からの畜産物の違法な持込みへの対応を厳格化しました。以降、6 件 9 名が家畜伝染病予防法違反で逮捕されております。昨年 7 月 1 日には、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 16 号）が施行され、家畜防疫官の質問、検査及び廃棄権限が強化されました。これらに関しては、農林水産省動物検疫所で厳格に運用しているところです。

国際郵便物に関しては、現在、総務省及び財務省とも協力し、また日本郵便株式会社にも依頼し、各国際交換局における動物検疫措置の強化を図っているところです。

これまでも認可法人外国人技能実習機構（OTIT）や 公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）といった外国人技能実習生の関係機関に対して家畜衛生に十分留意するよう周知しているところですが、加えて OTIT に対しては、外国人技能実習生が入国後、実習する前に監理団体等が実施することとなっている国内での講習時に家畜衛生に係る指導等ができるよう調整を依頼しているところです。

今後は海外から我が国への人の移動が増加することが想定されます。農林水産省動物検疫所では引き続き関係部局や関連事業者と連携し、前述の水際検疫措置の取組強化により日本への違法な肉類の持込防止に努めることとしておりますので、貴都道府県にお



かれましても、外国人技能実習生の受け入れに関し、下記の点について畜産農家に確実に注意喚起等を行っていただき、海外からのアフリカ豚熱等の海外悪性伝染病の侵入防止に努めていただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 管内に技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている畜産農家がある場合は、家畜に対する接点があることを考慮し、農林水産省動物検疫所と連携した上で、以下について御対応ください。
  - (1) 外国人技能実習生が入国する前に家畜衛生に関する資料を準備し、関連する監理団体に提供すること。
  - (2) 外国人技能実習生が入国後、実習する前に監理団体等が実施することとなっている国内での講習時に家畜衛生に係る指導及び注意喚起を行うこと。
- 2 また、既に、技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている畜産農家に対しては、母国を含めた海外から肉製品が郵送されることのないよう注意喚起を行っていただくとともに、従業員の方が受け取っている国際郵便物等の中に違法な肉製品が含まれている疑いがあった場合、都道府県に直ちに連絡するよう周知してください。
- 3 なお、沖縄県において、県の担当部署及び農林水産省動物検疫所が技能実習生の監理団体等と連携し、技能実習生等に対し、水際措置及び飼養衛生管理基準に関する指導を効果的に行っている事例がございました。本事例に関し、別紙1のとおり共有いたしますので、貴都道府県における指導にも御活用ください。
- 4 引き続き、別紙2に記載の農林水産省ウェブサイトに掲載されている多言語のリーフレット等や農林水産省動物検疫所のウェブサイトリンクを御活用いただき、リンクバナーを貼っていただきますようお願いいたします。
- 5 今後、農林水産省動物検疫所は、主要国際空港で動植物検疫に関する広報キャンペーンを実施することとしていることから、特に同空港が所在する都道府県におかれましては、御参加いただくことについて御検討いただきますようお願いいたします。なお、管轄の動物検疫所は以下のとおりです。

#### 新千歳空港

担当動物検疫所名：北海道・東北支所

電話番号：0123-24-6080

メールアドレス：aqs.spk@maff.go.jp

#### 成田国際空港

担当動物検疫所名：成田支所

電話番号：0476-34-2342

メールアドレス：aqs.nrtr2@maff.go.jp

#### 東京国際空港（羽田空港）

担当動物検疫所名：羽田空港支所

電話番号：03-5757-9753

メールアドレス：aqs.hnd@maff.go.jp

#### 中部国際空港

担当動物検疫所名：中部空港支所

電話番号：0569-38-8577

メールアドレス：aqs.nga@maff.go.jp

#### 関西国際空港

担当動物検疫所名：関西空港支所

電話番号：072-455-1956

メールアドレス：aqs.kixkl@maff.go.jp

#### 福岡空港

担当動物検疫所名：門司支所福岡空港出張所

電話番号：092-477-0080

メールアドレス：aqs.fuk@maff.go.jp

#### 那覇空港

担当動物検疫所名：沖縄支所那覇空港出張所

電話番号：098-857-4468

メールアドレス：aqs.nap@maff.go.jp

## 外国人材への家畜防疫衛生指導に係る枠組みの構築について

動物検疫所沖縄支所検疫課

## 1 背景

平成 29 年 8 月 JA おきなわは、外国人技能実習制度の「監理団体」としてベトナムから外国人技能実習生の受入を開始した。さらに平成 30 年 6 月には沖縄県の農業支援外国人受入事業を記載した国家戦略特別区域 区域計画が認定されたことから、平成 31 年 3 月 JA 沖縄中央会は同事業を活用し「特定機関」としてベトナムから即戦力となる外国人農業支援人材の受入と農家への派遣を開始した（図 1）。

## JAにおける外国人材の受入事業について

平成29年8月 外国人技能実習生の受入を開始  
平成30年6月 沖縄県が国家戦略特区として認定  
平成31年3月 外国人農業支援人材の受入を開始



図 1 JA における外国人材受入事業について

外国人技能実習制度と農業支援外国人受入事業ではその受入目的が異なり、外国人技能実習制度は、開発途上国から外国人技能実習生を受け入れ、知識技術を習得させる技術移転による国際貢献を目的としているのに対し、農業支援外国人受入事業は、日本国内の労働力不足の解消を目的に、就労者として外国人材農業支援人材を受け入れている（表 1）。

表 1 技能実習生と外国人農業支援人材

	技能実習生	外国人農業支援人材
目的	開発途上国へ技術移転 →国際貢献	労働力不足の解消 生産振興 国際競争力の強化
在留期間	通算で最長5年 * 原則帰国不可	通算で最長3年 * 期間内での 帰国・再入国可能
法律	技能実習法	国家戦略特別区域法

家畜伝染病の侵入防止対策は、健全な畜産経営を行う上で欠かすことのできない要件である。昨今のアジア地域における家畜伝染病の発生状況を踏まえると、国内農家が受け入れる外国人技能実習生及び外国人農業支援人材（以下「外国人材」という。）に対して、我が国への家畜伝染病侵入防止に係るリスク低減措置を講じることは非常に重要である。このため、JA おきなわ・JA 沖縄中央会（以下「JA」という。）、沖縄県（畜産課・家畜保健衛生所）及び動物検疫所の間で、外国人材に対する防疫衛生対策の枠組みを構築した。各

機関・団体の役割を明確化し、有機的な連携を図ることにより、家畜伝染病の侵入防止に対するリスク低減措置に取り組んでいる状況を報告する。

## 2 防疫衛生対策の枠組みの構築と動物検疫所の対応

### (1) 防疫衛生対策の枠組みの構築

JA、沖縄県及び動物検疫所の間で、農家における外国人材受入前及び受入後に対する各機関・団体の役割を明確化した（表2）。

表2 防疫衛生対策の枠組み

時期	担当	対応
農家 受入前	出国前	動検 沖縄県 JA 現地(ベトナム)における肉製品持込み等の注意喚起
	到着時	動検 重点的な口頭質問等
	入国後	動検 沖縄県 国内講習時における指導及び注意喚起
農家受入後	動検	未検査郵便物等への対応
	沖縄県	農家への家畜防疫衛生指導
	JA	郵便物等の到着状況把握

### (2) 動物検疫所の対応

#### ①農家受入前の対応

##### i) 出国前の対応

JAを介して現地出国前の外国人材に対して、日本到着の1ヶ月前を目安にベトナム語のリーフレット等を送付し、携帯品・衣類持込み等に関する注意喚起を実施している（図2）。



図2 ベトナム出国前の外国人材へ送付しているリーフレット

##### ii) 到着時の対応

JAから提供された日本到着日時、便名等の情報をもとに那覇空港において綿密な口頭質問、携帯品検査を実施している（図3）。



図3 那覇空港における口頭質問の様子

iii) 入国後の対応

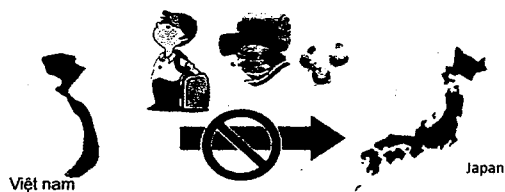
外国人材は日本到着後、JA 主催の国内講習を受講することになっている。この国内講習時に動物検疫所、沖縄県（家畜保健衛生所）、植物防疫所の講習時間を設けてもらい、動物検疫所からは携帯品、国際郵便による肉製品の持ち込み、日本到着後1週間は家畜に接触しない等の注意喚起を実施している（図4）。



図4 国内講習の様子

国内講習ではベトナム語と日本語の2カ国語を併記したスライドを使用している。できるだけ視覚に訴えるようイラストや肉製品の写真を多用し、JAの通訳を介して、外国人材にも理解しやすいように分かりやすい日本語で説明している（図5）。

ベトナムから日本に肉製品・卵を持ち込める？  
Bạn có thể mang các sản phẩm thịt và trứng từ Việt Nam đến Nhật Bản?



肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品や卵はベトナムから日本に持ち込むことはできません！

Các sản phẩm thịt như thịt, giăm bông, xúc xích, thịt xông khói và trứng Bạn không thể mang từ Việt Nam đến Nhật Bản!

日本に持ち込めなかったもの  
Những gì tôi không thể mang đến Nhật Bản

お店で販売している製品  
加熱した製品  
真空パックの製品





図5 国内講習で使用しているスライド

iv) その他

さらに、JA を介して受入農家に対して国際郵便に関する注意喚起資料を送付している。これにより外国人材のもとへ届く郵便物に対して、受入農家自身にも注意を払ってもらい、送られてきた郵便物に万が一肉製品が含まれていた場合には、直ちに動物検疫所へ連絡するよう協力を依頼している（図 6）。

**外国からの国際郵便に関する動物検疫のお知らせ**

ベトナムなど、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の発生地域からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。


国際郵便の例
禁止品の例

**外国人技能実習生受入農家さんへのお願い**  
～海外から口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザなどの病気を侵入させないために～

ベトナムの家族等が実習生宛に送ってくる国際郵便の中に、輸入禁止の肉製品等が入っている可能性があります。

↓このため↓

- ・国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを実習生に確認するようお願いします。また、実習生の家族等が肉製品等を送らないように、実習生に周知してください。
- ・郵便物内に肉製品等が入っていた場合は、速やかに下記までお知らせください。

※ このようは検査済のスタンプはありますか？ 

農林水産省 動物検疫所  
沖縄支所 検査課  
TEL: 098-891-6370 FAX: 098-892-0086  
沖縄支所 那覇空港出張所  
TEL: 098-657-4489 FAX: 098-659-1646

沖縄県 農林水産部  
中央家畜保健衛生所  
TEL: 098-945-2287 FAX: 098-945-3467  
北部家畜保健衛生所  
TEL: 098-62-2839 FAX: 098-63-8311

図 6 受入農家へ送付している注意喚起資料

②農家受入後の対応

外国人材への農家受入後の対応として、JA は外国人材の受入農家・住居を訪問し郵便物等の到着状況や一時帰国者・再入国者の情報等を把握し、動物検疫所、沖縄県（畜産課・家畜保健衛生所）へ情報を共有する。万が一、受入農家や住居へ動物検疫所による検査が行われていない郵便物が届いた場合には、動物検疫所が対応する。また、沖縄県（家畜保健衛生所）は受入農家へ家畜防疫衛生指導を実施する（図 7）。

以上のように外国人材の出国前から農家受入れまで、各機関・団体が連携して防疫衛生対策を実施する体制を整えた。

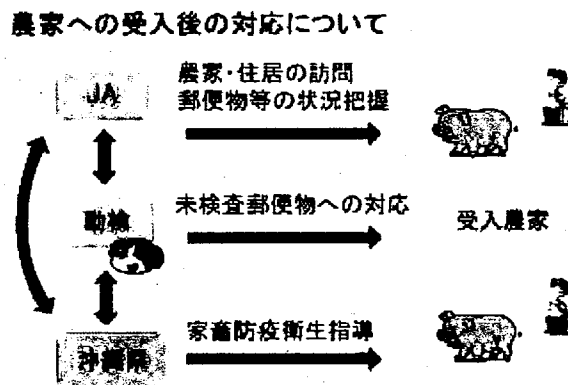


図 7 農家への受入後の対応

### 3 その他の取組

#### (1) 意見交換会の開催

令和元年11月沖縄県と連携しJA等の監理団体・特定機関、県内養豚関係者を参集した意見交換会を開催した。動物検疫所における水際対策に関する情報提供、沖縄県における飼養衛生管理基準遵守の徹底等の指示のほか、参集者との質疑応答・意見交換を行った。外国人材受入側から「持ち込んだ衣類等の適切な消毒方法」や「入国後の家畜への接触に関する注意点」等の質問が出されたほか、養豚関係者が独自に実施しているリスク低減措置について話を聞くことができ、受入農家が抱える問題点を共有・改善するための場として非常に有用であると考えられた(図8)。

#### 意見交換会の開催

令和元年11月 沖縄県と連携し意見交換会を開催

動物検疫所 沖縄県 JA等 養豚関係者

- ・衣類等の具体的な消毒方法は？
- ・入国後の注意すべきことは？
- ・養豚関係者等の独自のリスク低減措置の説明

➡ 農家等が抱える問題点を共有  
改善するための場として有用...!

図8 意見交換会の開催

#### (2) 外国人留学生・技能実習生連絡協議会への参加

上記意見交換会の席で、JAより那覇警察署が主催するの「外国人留学生・技能実習生連絡協議会へ動物検疫所も出席してはどうか」との情報提供があった。この協議会は那覇警察署が防犯等の観点から外国人受入団体との連携強化を目的として開催されており、動物検疫所もこれに参加することにした。この協議会には那覇警察署管内にある日本語学校、監理団体等の外国人受入団体が多く参加しており、「肉製品持ち込みに関する注意喚起」「水際対策に関する情報提供」を行った。畜産関係以外の外国人受入団体に家畜防疫衛生の意識を持ってもらうためにも、このような会議に参加して説明の場を持つことは、非常に有用であると考えられた(図9)。

#### 那覇警察署主催の連絡協議会での注意喚起

- ・意見交換会にてJAより情報提供 → 参加
- ・携帯品・国際郵便における肉製品持ち込みに  
関する注意喚起
- ・水際対策に関する情報提供



➡ 畜産関係以外の外国人材受入団体に  
防疫意識を持ってもらうための場として  
有用...!

図9 外国人留学生・技能実習生連絡協議会への参加



#### 4 今後の動向と対策

入管法の改正により、新たな在留資格「特定技能1号・2号」が新設された(図10)。国家戦略特別区域 区域計画で認められている農業支援外国人受入事業は、改正入管法の「特定技能1号」による受入れに段階的に移行していくことになる。そして、今後も外国人材の受入は継続されることから、外国人材を介した家畜伝染病の侵入防止対策として、この枠組みを維持していくことは非常に重要である。そのため、沖縄県、JA等との連携を継続・強化し、より効果的な家畜伝染病侵入防止対策を講じていきたいと考えている。

#### 新たな在留資格「特定技能1号・2号」

- ・入管法の改正により新設(平成31年4月施行)
- ・目的は労働力不足の解消、生産振興等

農業支援外国人  $\xrightarrow{\text{移行}}$  特定技能1号

➡ 今後も外国人材の受入は継続予定

沖縄県、JA等との連携の継続・強化が  
非常に重要です！

図10 新たな在留資格による外国人材の受入れについて

県内農業経営体で働く外国人技能実習生への家畜衛生に係る指導等侵入リスク低減措置について

(2019. 12. 13ver)

項目	担当	対応	時期	備考
農業経営体（農家等）受入前の対応	<p>沖縄県畜産課 （家畜保健衛生所） 動物検疫所沖縄支所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜防疫衛生（動物検疫及び飼養衛生管理基準）に係る資料を準備し、JAおきなわに提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本到着予定の1ヶ月前を目安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行品・衣類・別送品（含郵便物）に係る注意喚起</li> <li>・疾病発生状況に関する情報提供</li> </ul>
	<p>JAおきなわ （農業事業本部 担い手サポートセンター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来日する外国人技能実習生及び受入予定農業経営体へ上記資料を送付し注意喚起</li> <li>・沖縄県畜産課及び動物検疫所へ派遣に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本到着予定の1ヶ月前を目安</li> <li>・概ね予定確定時及び決定時</li> </ul>	
日本到着時対応	動物検疫所沖縄支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携持品検査、衛生指導及び要消毒物品等の消毒等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本到着時</li> </ul>	
国内講習時対応	<p>動物検疫所沖縄支所</p> <p>沖縄県畜産課 （家畜保健衛生所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜防疫衛生に係る指導及び注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・到着後（入国後）、速やかに行われる国内講習時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内講習は1ヶ月間の日程で実施予定</li> </ul>
農業経営体（農家等）受入中の対応	<p>沖縄県畜産課 （家畜保健衛生所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家への家畜防疫衛生指導（郵便物等の実態把握を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家立入時</li> </ul>	
	<p>JAおきなわ （農業事業本部 担い手サポートセンター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入先農業経営体への訪問巡回時、郵便物等の到着状況について状況把握</li> <li>・外国人技能実習生の住居訪問時、郵便物等の到着状況について状況把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入先農業経営体訪問巡回時</li> <li>・外国人技能実習生の住居訪問時</li> </ul>	
	動物検疫所沖縄支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未検査郵便物等への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未検査郵便物等の情報入手時</li> </ul>	

【農林水産省ウェブサイトの該当URL】

飼養衛生管理基準に係る各種資料の掲載ページ

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

- 飼養衛生管理基準の周知のためのポスター

(日本語・英語・中国語・韓国語での案内)

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/attach/pdf/index-16.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-16.pdf)



(日本語・英語・タイ語・ベトナム語での案内)

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/attach/pdf/index-17.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-17.pdf)



- 動物検疫関係（畜産物輸入関係）のリーフレット

(日本語での案内)

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-33.jpg>



(英語での案内)

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/200418-15.pdf>



(中国、簡体語での案内)

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/200418-32.pdf>



(韓国語での案内)

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-43.jpg>



(ベトナム語での案内)

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-27.jpg>



(多言語での案内)

<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>



- 動物検疫制度を説明するアニメーション  
(日本語での案内)

<http://www.maff.go.jp/aqs/comic/jp.html>



- (中国、簡体語での案内)

<https://www.maff.go.jp/aqs/comic/cn.html>



- (中国、繁体語での案内)

<https://www.maff.go.jp/aqs/comic/han.html>



- (韓国での案内)

<https://www.maff.go.jp/aqs/comic/kr.html>



【参考：関係機関URL】

- 外国人技能実習機構 (OTIT)

<https://www.otit.go.jp/>



- 公益財団法人 国際人材協力機構 (JITCO)

<https://www.jitco.or.jp/>

(※「ニュース・お知らせ」のうち、「注意喚起」のタブをご覧ください)

